

令和4年度 岸和田市人権尊重のまちづくり審議会 第1回会議録

内容承認	会長承認		
公開・非公開の別	公開	議事録の形式	要点記録
会議名	岸和田市人権尊重のまちづくり審議会（第1回）		
日時	令和4年5月11日（水）午後2時～4時		
場所	市立中央地区公民館 4階 多目的ホール		
出席委員	石元委員（会長）、上杉委員、副島委員、辻坂委員、石川委員、宮前委員、柿本委員、小西委員、松本委員、新田委員、鈴木委員、西野委員 （以上 12名出席 3名欠席）		
事務局	谷口市民環境部長、河内人権・男女共同参画課長、達人権推進担当長、古森主任		
関係者	八幡人権教育課長		
傍聴人数	2人		
次第	1. 「岸和田市人権施策推進プラン」改訂についての報告 2. 人権尊重のまちづくり審議会の運営について		
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 岸和田市人権施策推進プラン ・ 岸和田市人権施策推進プラン【概要版】 ・ 答申以降の変更点と変更理由 …別紙 1 ・ 岸和田市人権尊重のまちづくり審議会の運営について …別紙 2-1 ・ 岸和田市人権施策推進プラン年間スケジュール(令和5年度以降) …別紙 2-2 		

〈 議題等 〉

1. 委員委嘱
2. 委員の紹介
3. 議題

【案件】

- (1) 「岸和田市人権施策推進プラン」改訂についての報告
 - ・ 答申以降の変更点と変更理由、パブリックコメントの結果について
- (2) 人権尊重のまちづくり審議会の運営について

〈 概要 〉

【会長】

みなさんこんにちは。お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。一言ご挨拶を申し述べます。みなさんも連日ウクライナの報道に接して非常に重い気持ちになられているかと思います。つい先日、5月9日にモスクワで戦勝記念日ということで非常に大きな盛り上がりを見せていました。そういった映像を目にして、「このロシアでの盛り上がりと私たちの気持ちの落差はなんなのか」と感じてしまいます。というのは、報道の中でもあります。プーチン大統領の支持率は非常に高いんですね。ロシアにおける知る権利の制圧、あるいは表現の自由の弾圧、その結果、こういう事態になっているのかなと思うわけです。それを考えるとやはり表現の自由、あるいは私たちの知る権利は非常に大事であると痛感すると同時に、非常に似たことがかつての日本でもあったわけです。

1945年までの敗戦に至る時代に、同じように表現の自由を制圧されて、知る権利も押さえつけられている中で、政府あるいは大本營の発表を信じていた私たちの親や祖父母がいたわけです。

そういうことを考えると決して他人事ではないと痛感します。それに加えて戦争は最大の人権侵害だといわれますが、人権について様々な考えを巡らせて議論し詰めていくこの審議会においてもこういった戦争の問題、知る権利、表現の自由といった人権の問題もぜひ機会を作って委員の方々と議論し考えていきたいと思っております。簡単ですが私の最近よく感じたことを申し述べました。

本日の案件ですが、2点ございます。1点目は『岸和田市人権施策推進プラン』の改訂について」の報告、2点目は「人権尊重のまちづくり審議会の運営について」この2点です。では、次第に沿いまして事務局から岸和田市人権施策推進プランの改訂についてご説明をお願いします。

【事務局】

〈 議事① 推進プランの改訂について報告 〉

【会長】

はい、どうもありがとうございます。ただいまこの推進プランの変更点について主に2点ご報告がありました。1点がこのプランを改訂する目的をよりはっきり明確にした方がいいということで並べ方を変えたという点と、2点目はパブリックコメントの指摘があったように特に近年の変化、ベトナム籍の方だとかインドネシア籍の方も増えているという記述を加えたという2点の変更点のご説明でした。これに関しましてご質問ご意見ございましたらお出してください。よろしいでしょうか？

続きましては、議事②「人権尊重のまちづくり審議会の運営について」、事務局からご説明よろしくをお願いいたします。

【事務局】

〈 議事② 人権尊重のまちづくり審議会の運営について説明 〉

【会長】

別紙2-1と2-2でご説明いただいた訳ですけども、ちょっと1点お聞きしたいのですが、別紙2-2、令和5年度以降となっていますが、今の説明だと4月から来年の3月までということで1年目をご説明いただいたと思います。一番下の評価点検という「7」の所ですが、各課において実績報告を作成し、それを次年度の審議会でご意見をいただくという「7」の評価点検の3月の所は令和4年の3月でもないのですか。1番の評価点検の4月のところは確かに来年の4月で分かるのですが、説明の所で今年度か来年度かよく分からなかった所があります。別紙2-2の表は令和5年以降と見ていいのですか。

【事務局】

会長よりご質問いただいた内容につきまして回答させていただきます。まず、別紙2-2の表につきましては令和5年度以降のスケジュールとして考えています。ですので、「7」の3月からという部分につきましても、令和5年度と考えていますので、令和6年の3月と考えております。

令和4年度についてはPDCAサイクルのPの計画から始まるということでございますので、「4」の「実施計画作成」のところからスタートしますとお伝えさせていただいた次第です。

【会長】

要するに、できればもう一つ、今年度の1年間の流れ・スケジュールがこれとは別にあった方が分かりやすい。来年度からは毎年同じようにこのスケジュールで5年、6年、7年といきますという表ですね。初年度だけ形が違うので初年度の表が別にあった方が良かったと思います。

委員の方々いかがでしょうか。今の別紙2-1と2-2で説明に関してご意見、ご質問ございましたらどうぞお出してください。

【委員】

別紙2-1の中で今後の審議会の運営ということでご説明いただいたのですが、途中でわからなくなりました。言葉ではなくもっと分かりやすく図式化すれば、分かりやすいですが、文章だけでは分からないですね。例えば審議会の発足にあたり、課題が3つあったと言うことですが、それなら資料内にも簡略に書いていただいたら分かるのです。建物を建てる時の工程のように書き出していただいたら助かるなというのが私の感想です。

【会長】

どうもありがとうございます。そうですね。図示したものがあればどういう流れで進んでいくのかが分かりやすいので、表示の仕方というのをもっともなご指摘だと思います。次回以降考えていただければと思います。他にどうでしょうか。

【委員】

行政の仕組みと言うものが分かっていないというところもありますが、質問をさせてください。この流れでいいますと今年度は特別であるということですので、これからプランを作っていくということですが、5年度以降の4月の最初の1回目は昨年度の実績を受けて意見を出すというところかと思います。チェックですね。その時にはこういう取り組みが必要ではないかという意見もここで出させていただけるというイメージでよろしいですか。といいますのは施策を行っていく時にはなんらかの、もうすでにあるものならいいのですが特に新規の事業は必ず予算が必要になっ

てくると思います。2回目の審議会の時にそのことを言っても予算編成は終わっています。結局は来年度に反映させるのではなく再来年度になります。そういう形ならば、予算を伴うものであればどのタイミングが一番意見をお出しするのに適切かを教えていただければと思います。

【事務局】

頂戴しました意見についてですが、4月の実績報告については新たな人権課題などのご意見はぜひ頂戴したいと考えております。今、行政の予算のこともおっしゃってくださいましたが、4月の実績報告の際にいただいたご意見などは当年度や翌年度のプラン作成に反映させていただけると考えています。ぜひご意見等、実績報告の内容だけでなく新たな人権課題につきましてもご意見を頂戴できればと考えております。

【事務局】

少し補足させていただきます。ご意見は、毎年年度始めに実施する第1回目の際にいただければと思います。よろしく願いいたします。頂戴しましたご意見のうち、予算の伴うものにつきましては当該年度の実施は困難であったとしましても、その年以降で予算要求の対応などが可能になってくるかと思っておりますのでよろしく願いいたします。

【会長】

その他、ご意見等ございますか。

【委員】

今日の審議会が今年初めてですね。初めてで突如資料の中に令和5年度のスケジュールが出てきたので、なぜかと思いました。特別な意図があるのならそれを説明していただけませんか。

【事務局】

失礼いたしました。会長からもご指摘いただきましたように、4年度に関してはこういうスケジュール、5年度に関してはこういうスケジュールと年度ごとに区別をしてスケジュールをお示しすればよかったかと思えます。4年度に関しては重複しますが、4番目のプランから始まるということでご理解いただければと思います。大変失礼いたしました。

【会長】

他にいかがでしょうか。この審議会の運営についてという報告について、ご意見がなければこれで終わりたいと思います。本日の議事はこの2点だったと思いますが、今年度最初の審議会であるということと、少し間が開いていたということもありますので、せっかくお集まりいただいたので、今日の議事以外で取りまとめられた人権施策推進プランと概要版についてなど、ご意見がございましたら出していただけたらと思います。

【委員】

直接プランとは関係ないのですが、人権・男女共同参画課が男女共同参画センターの方にいられたと聞いたのですが、人権施策にしろ男女共同参画施策にしろ、どちらかという事業担当の課ではなく施策担当の課で、他の部局や他課に働きかけることが非常に大きな役割だと思うのです。人権の観点から、また男女共同参画の観点から、いろんな課での取り組みを進める。つまり人権・男女共同参画課が人権問題から男女共同参画を全て請け負うということではないわけですから、そうした場合、本庁から離れていわゆる事業所に移るということにおいていろんな支障が出るのではないかと非常に懸念しています。自治体で、例えば男女共同参画センターの職員数が

足りないからそれをカバーするといった意味合いもあるのかと思うのですが、人権・男女共同参画課というのが他のいろいろな課に働きかけられるような位置づけというか体制が望ましいと私は考えています。かつて某自治体も同じような問題が起きまして、はじめ本庁にあったものを男女共同参画センターに移すというようなことがあったのですが、最小限のデスクを本庁内にも置いておくということをやっておりました。ただ、それは形だけであまり好ましいことではありませんが、この辺りのことを今後配慮いただきたいと思います。

【会長】

どうもありがとうございます。そういうご指摘・ご要望があったということです。よろしくお願いいたします。他にどうでしょうか。

【委員】

先ほどのスケジュール表で評価点検の改善ということなのですが、これまで話し合われてきた内容で人権問題というのは常にどんどん動いていますね。その中で気になったのは1ヶ月ほど前に新聞に1ページ全面の意見広告が出ました。某企業の会長さんが意見広告を出されました。その意見広告を読ませていただくと事件の経過については何も書かれていない。ただ、現在の会社の社員の方に対する経営者としての取り組みを何故か1ページに多大な費用をかけて掲載している。これは受け取り様によっては、私がもし何らかの被害者だったら無言の圧力を感じます。この新聞を読んでいる地域ではこういう考え方が当然として新聞に載るわけですから、自分の方の考えが誤りではないかと受け取ってしまうこともありえるかと思えます。当事者の方はどう思っているかですね。その辺の所を市なり人権団体の方などはどう取り組まれているのでしょうか。

その辺りで情報があればいただきたい。

【会長】

今のご発言は市として何かの働きかけをしたのか、するのかというご質問ですか。

【委員】

いえ、どういう風に進んでいるのか。それは「守られてない」と言っておられる方がおられるわけですから、その方のサイドに立ったら、裁判だから100%違うかもしれませんが、その状況の結果から見える必要な我々の支援の仕方はどういうものがあるのかを考えていかないと。

【会長】

事務局から何かございますか。

【事務局】

おっしゃったのは本市内にある事業所の中でいわゆるヘイトハラスメントが起こったということに対して、これまで市はどのように対応してきたかということの投げかけをいただいたものと考えております。これは民族に起因するヘイトハラスメントであると受け止めておりました。私もこのことを承知しました時から市民の皆様に対しては民族性・国籍を理由とした差別につながるようにと啓発を重ねて参りました。平成29年度には多文化共生について在日コリアン当事者の先生をお招きして人権問題専門講座を開催させていただきました。また、平成30年度に20校区で人権問題研修のセミナーとして地域に入り、主にDVDを御覧いただく内容ではありますが、在日コリアンの方との共生をテーマにした研修会を実施いたしました。

また、令和2年度に再度、多文化共生のことを考えるということで講座を開催いたしました。

併せて、広報やホームページでも啓発の記事を出ささせていただき、市民の皆様にご理解いただけるような投げかけをしてきました。会社の方に対しては、係争中ということでございますので直接的なことはできていないのが現状です。市民の皆様に向けての発信に引き続き取り組んでまいりたいと思います。

【会長】

どうもありがとうございます。他にどうでしょうか。

【委員】

岸和田市人権施策推進プランについて、特に一つの例として 52 ページの「11 インターネットを悪用した人権侵害」で、市民意識調査が出ています。アンケートをとったのは市民の意識を把握するということですね。いずれの 4 項目も「そう思う」が 80%以上。これは先ほどの年間スケジュールプランで作業を進める中で、例えば推進プランの中で市民の意識や声をどのように取り出すか、対応するかというということについてのガイドライン的なことがこの中には書かれていない。推進プランを作ったので「市民の意識はこうです」という結果だけ。右のページのプラン推進によってめざすまちの姿、実施施策と書かれているのですが、プロセスの中で人権推進をする本体、部隊が市民の意識をどのように実施プランだとかに取り組むのかが左のページから右のページへポンと飛んでしまっていて、市民意識調査結果がそれだけが独立しているなというのが私自身の感想です。具体的にそれに取り組むときにどのように進められるのかというのを、実施の手引きやガイドラインがないと。

【会長】

ご指摘があったのは、要するに 52 ページの市民意識調査が、こういう結果になったということと、53 ページでこのめざすまちの姿や施策の方針などの指標について、こういったことをめざすということが書いてある左ページから右ページへ行く間に市としての姿勢やこういった取り組みをするかというのがあるはずなのに、それが見えてこないというご感想なのでしょうか。事務局から何かございますか。

【事務局】

今ご指摘をいただきました現状と今後めざすところとの間にあるものについてですが、53 ページの一番上の「めざすまちの姿」に向けてどのような進め方をしていくのかというのが 53 ページの下の辺り 164、165 に個別の施策がございます。こういう一つ一つの施策を進めていくことが、めざすまちの姿に近づいていくということでございます。例えば 164 番でしたらメディアリテラシー、メディアについて読んだり考えたりの力を高めるための啓発の推進に取り組むということで、人権・男女共同参画課として掲げております。これだけではなかなか具体的なことが分かりませんので、先ほど説明いたしました、年度ごとに何をするのかの実施計画を細かく作成していきます。それらに取り組んでいった結果、人々の意識がどのように変わったのかということが 53 ページの中ほどの指標にもありますが、市民の意識調査などで、取り組んだ成果が見えてくると思っております。現状を把握して各課でどのようなことに取り組んでいくのかを細かくプランニングしていくということこれから私たちが進めていくことになりまして、委員の皆様にはその進捗を見守っていただきたいと考えています。

【会長】

他にどうですか。

【委員】

先ほど事務局や委員からあったご意見を踏まえて少し思うところがありましたので発言します。今委員からあった市内の企業の問題というのはたぶん事務局の方がヘイトハラスメントという言葉をおっしゃいましたが、それは私の認識ではプランの中で46、47ページに書かれているレイシャルハラスメントとヘイトスピーチを合わせた造語で使われていると認識しています。市内のある企業内において、民族に起因した様々なヘイトスピーチが行われていることについての裁判だと認識しております。私がここでこのお話をしたいなと思ったのは、今裁判中で最高裁まで行っていますし、もう間もなく終わっていくのだらうと思われませんが、地裁や高裁の判決文の中に、これは一民族性を持った方の問題だけではなく、ひとりの人間として会社というところで安心安全に働いていく権利が侵害されているんだと。静穏という言葉が判決文で使われていたと記憶しています。なので、労働者全体の問題だと私は文章を見て思いましたし、パブリックコメントの方でご意見があった、岸和田市は在日韓国、朝鮮の方だけではなく新しく入ってこられる方も非常に増えている。ということはいろんなところで働いておられる、あるいは生活者がおられるということであるので、もっとこういう問題は「特別な方が起こした特別な裁判」ではなくて、そういう働く人の権利であるとか私たちの隣人の問題なんだと。裁判のことを学べというよりは、こういったことが起こったということを経験にして、今後細かいプランを立てていかれると思いますが、指標が進んでいくようなことを具体的に、たとえば市民に啓発をしておられますが、行政ができる最善のことと思いますが、本当に47ページにある指標で外国籍の住民が多く住んでいると避ける市民の割合を現状の52.4%から18.0%まで10年弱で進めていかれようとするときに、こういったいろいろな民族を理由にした侮蔑であるとか排斥であるとか、それをおかしいと思える市民を育てられるのか、そういったことがプランの細かい計画を立てる時に問われていると思いますので、それぞれの担当課でできることがあるかと思います。裁判のことを学ぶのはなかなか難しいと思いますが、そういったことがあったという事実、現在も行われているという事実なので、それをどう教訓化していくのかということを経験としても、実際にプランを作って実施をされる市の方でもお考えいただけたらと希望します。

【会長】

ありがとうございます。他にどうですか。無いようでしたら次第の6、その他になりますが、委員の方で何かございますか。

無いようでしたらこれで第1回審議会を終了いたします。みなさんありがとうございました。